

2026年度（令和8年度） 木造住宅除却工事補助金のご案内

（苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付事業の除却補助金）

地震による建築物の倒壊等の被害から身体及び財産を保護するため、木造住宅の除却について補助金の交付をおこないます。



除却工事費用の
30%
（上限50万円）

対象となる住宅

次の要件の全てに該当する住宅が対象です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅
- ②戸建て住宅 又は 併用住宅
- ③地上2階建以下の在来軸組構法で建てられた住宅
- ④過去に本事業による耐震改修工事に係る補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑤耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。又は、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により、市長が倒壊の危険性があると判断したもの
- ⑥建築基準法その他関係法令に違反がないこと

～ 注意 ～
木造枠組壁構法（ツーバイフォー）やパネル工法で建てられた住宅は対象となりません。

対象者

次の要件の全てに該当する方が対象です。

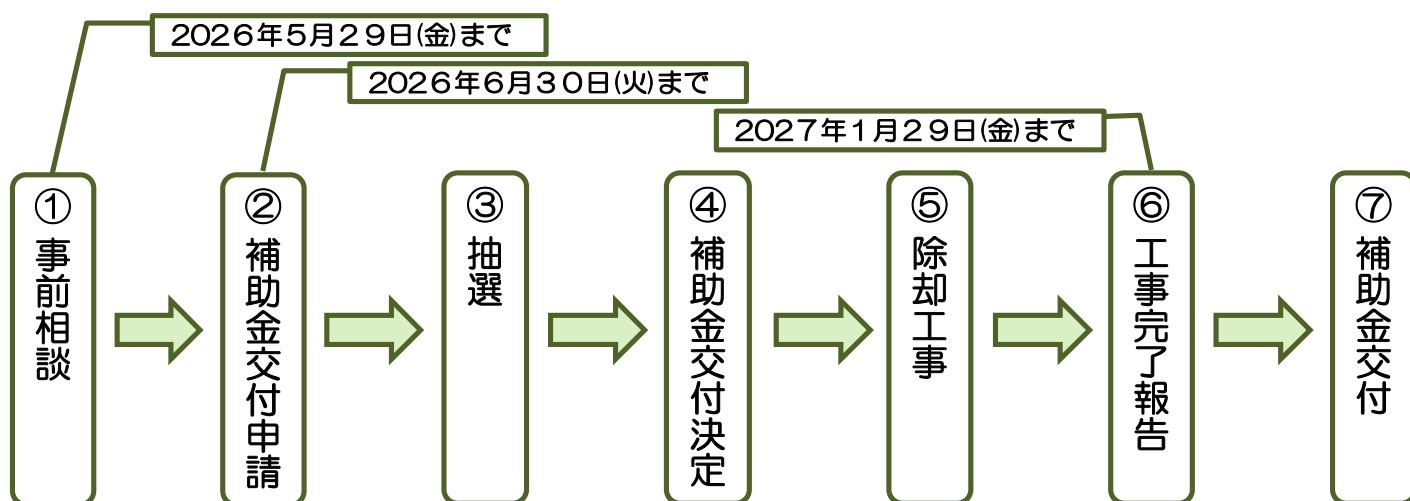
- ①個人
- ②対象住宅の居住者（これに準ずる者として市長が認める者も含む。）
- ③対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は、その代表者）
- ④市税を滞納していない方
- ⑤「苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例」第2条第2号に規定する暴力団員でない方

工事について

次のことに注意してください。

- ・付属建築物（物置、カーポート等）や、外構に関する部分（塀・樹木・アスファルト等）の撤去等は補助対象外となります。
- ・補助金交付決定後に工事契約及び工事の着手をしてください。交付決定前に契約や工事の着手をしているものは補助対象外となります。
- ・工事施工者は、建設業法に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者で、市内に事業所、支店又は営業所を置く法人であること。

事前相談から補助金交付までの流れ



① 事前相談 期間：2026年4月1日(水)～2026年5月29日(金)

対象住宅の状況を聞き取りしたうえで、補助金交付制度についての要件や必要書類をご案内します。2026年5月29日(金)までに事前相談を行ってください。必要に応じて現地確認を行う場合があります。

② 補助金交付申請 期間：2026年4月1日(水)～2026年6月30日(火)

事前相談を行ったうえで、次ページに記載されている補助金交付申請に必要な書類をそろえて、2026年6月30日(火)までに申請してください。

③ 抽選 抽選日：7月上旬予定

申請された工事金額の合計が予算枠を超えた場合、抽選を行い、補助金交付の対象者を決定します。

※工事金額が予算枠を超えなかった場合は抽選を行わず、申請者全員が補助金交付の対象となります。その場合には、事前相談期間を2026年8月28日(金)まで延長し、予算枠に達するまで随時受付を行います。

④ 補助金交付決定 時期：8月末頃

補助金交付決定の通知を行います。

⑤ 除却工事

※補助金交付決定の通知を受けてから工事契約や着手が可能となります

(注意) 補助金交付決定前に契約又は着手しているものは補助の対象外となります。

⑥ 工事完了報告 期限：2027年1月29日(金)まで

除却工事が終了しましたら、次ページに記載されている工事完了報告に必要な書類をそろえて、2027年1月29日(金)までに提出してください。

⑦ 補助金交付

実績報告の内容を審査し、報告内容が適正であれば補助金交付となります。

必 要 書 類

・補助金交付申請に必要な書類

	書 類 名	備 考
<input type="checkbox"/>	1 苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書	様式第1号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)
<input type="checkbox"/>	2 苫小牧市木造住宅除却概要書	様式第6号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)
<input type="checkbox"/>	3 除却補助金申請者の住民票の写し	発行から3か月以内のもの 苫小牧市役所窓口サービス課等にて取得可能
<input type="checkbox"/>	4 除却補助金申請者の納税証明書 (納税義務がない場合は納税義務がない旨の申出書)	苫小牧市役所窓口サービス課等にて取得可能 納税義務がない場合：様式第7号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)
<input type="checkbox"/>	5 本人と確認できる書類	運転免許証やマイナンバーカードなどのコピー (申請時に有効なもの)
<input type="checkbox"/>	6 建築確認通知書の写し等の建築年次が確認できる書類	書類がない場合はご相談ください
<input type="checkbox"/>	7 耐震診断の結果がわかるもの(耐震診断報告書、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票など)	参考様式：旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
<input type="checkbox"/>	8 案内図、配置図、平面図等対象となる住宅が確認できる書類	対象住宅の形状がわかる図面
<input type="checkbox"/>	9 写真(除却工事前の状況が確認できるもの)	対象住宅の外観がわかる写真
<input type="checkbox"/>	10 除却工事に要する費用の見積書の写し	工事施工者については、建設業法に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者で、市内に事業所、支店又は営業所を置く法人であること
<input type="checkbox"/>	11 建物の登記簿謄本	表題部、権利部が明示されているもの 法務局にて取得可能
以下は所有者が複数の場合に必要となります		
<input type="checkbox"/>	12 所有者全員が除却工事に合意した旨の申出書	様式第8号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)
<input type="checkbox"/>	13 所有者全員の印鑑登録証明書	苫小牧市役所窓口サービス課等にて取得可能

※この他に書類が必要となる場合があります。

・工事完了報告に必要な書類

	書 類 名	備 考
<input type="checkbox"/>	1 苫小牧市木造住宅耐震改修等実績報告書	様式第12号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)
<input type="checkbox"/>	2 写真(除却工事後の状況が確認できるもの)	
<input type="checkbox"/>	3 除却工事に要した費用の支払を証する領収書の写し	
<input type="checkbox"/>	4 除却工事に係る契約書等の写し	契約日、着手予定日、請負金額が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	5 取りこわし証明書(建物滅失証明書)の写し	工事施工業者が発行したもの
<input type="checkbox"/>	6 苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付振込依頼書	様式第13号 (苫小牧市ホームページに掲載あり)

※この他に書類が必要となる場合があります。

MEMO

インターネットからはキーワードを入力して検索
『苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付事業』

苫小牧市 耐震 補助

検索



お問合せ

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市都市建設部 住宅政策室 建築指導課 指導係（市役所4階）
TEL：0144-32-6527（直通）